

「金融持株会社に係る検査マニュアルの改訂（案）」
 ≪ パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方 ≫

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	全般		個人 (学生)	内部通報制度に関する検証項目を設けるべきではないか。	法令等遵守態勢においては、まずは法令等違反行為の未然防止のために万全を期すための態勢を整備することが重要であると考えます。また、法令等違反行為発生後の対応に関しては、金融検査マニュアルの「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」において、コンプライアンス・マニュアルの内容として、「例えば、役職員が法令等違反行為の疑いのある行為を発見した場合の連絡すべき部署等（コンプライアンス統括部門、ヘルプライン、コンプライアンス・ホットライン等）について明確に規定する等適切な内容となっているか」を検証項目とし、保険検査マニュアルの同チェックリストにおいても、「コンプライアンス・マニュアルに、不祥事件の通報先が平易に記載されているか」を検証項目としています。
2	経営	全般	個人 (学生)	「グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト」において、経営管理をどのように定義しているのか。	本マニュアルにおいて、「グループ経営管理（ガバナンス）態勢」とは、金融持株会社の業務の中心が子会社である金融機関の経営管理業務であることに鑑み、主として金融持株会社によるグループ内会社管理態勢を指しています。
3	経営	検証ポイント	個人 (学生)	「グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト」の【検証ポイント】において、「④グループ体制において特に留意すべき個別の問題への対応の適切性」との記載があるが、これは何を指すのか。	「④グループ体制において特に留意すべき個別の問題」については「IV. 特に留意すべき個別の問題」において取り上げています。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	経営	銀行 I. 1. ④, ⑤, ⑥ 保険 I. 1. ④, ⑤, ⑥	個人 (弁護士)	「グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト」における内部管理基本方針と会社法における内部統制システムの基本方針との関係について、例えば、内部管理基本方針を、会社法における「株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の基本方針に相当するものと捉え、グループの法令等遵守方針やリスク管理方針を、内部管理基本方針と一体化して定めるとの取扱いでもよいか。	内部管理基本方針の中に法令等遵守方針又はリスク管理方針が具体的に書かれている場合には、内部管理基本方針のうち該当する部分を法令等遵守方針又はリスク管理方針として検証することになります。
5	経営	銀行 II. 4. (3) 保険 II. 4. (3)	個人 (学生)	「グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト」のII. 4. (3) 評価・改善活動において、「必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか」との記載があるが、「利害関係者以外の者」というのは具体的にどういった者を指すのか。	グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点について利害関係を有しない者を指します。いずれにせよ、調査委員会の設置は、一つの例示であり、原因究明に万全を期しているかを検証します。
6	経営	銀行 II. 4, 5 保険 II. 4, 5	個人 (弁護士)	内部監査態勢や監査役・監査役会の監査態勢に係るチェック項目においては、グループ内会社の内部監査部門や監査役との連携・協力等による、グループ内会社の内部管理態勢の検証・調査に関する着眼点が記載してあると思われるが、金融持株会社自身における「グループ経営管理（ガバナンス）態勢」に対する監査についても検証対象として除外する趣旨ではないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。「グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」に記載のあるとおり、同チェックリストでは、銀行（保険）持株会社によるグループ内会社管理態勢の整備・確立の適切性・有効性等に関する検証項目として主要なものを記載しており、同チェックリストに記載のない事項（例えば、内部監査部門による銀行（保険）持株会社内各部門に対する内部監査の適切性等）を検証するに際しては、金融（保険）検査マニュアルの該当部分を適宜用いて検証を行うこととしています。

番号	関係箇所		提出者	コメントの概要	コメントに対する考え方
7	経営	銀行 IV. 7. ① 保険 IV. 6. ①	個人 (学生)	「グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト」において、「経営管理料及び配当に関する管理」とあるが、「経営管理料」とはどのような収入を指すのか。	「経営管理料及び配当に関する管理」の「①【経営管理料】」に記載のあるとおり、経営管理料とは、一般に、金融持株会社が子会社である金融機関等の経営管理業務に係る対価として当該金融機関等から得ている収入を指します。